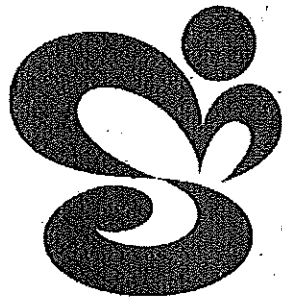


子どもを鍛える！ 伸ばす！土曜日授業
小・中学校における土曜日授業実施について
【平成26年度版】



平成25年12月
宗像市教育委員会

《目 次》

	ページ
1 土曜日授業の基本方針、内容及び留意点（県からの通知）	1
2 宗像市における土曜日授業について	2
3 実施に当たっての留意事項（学校運営・教職員の服務に関して）	4
（1）留意点勤務時間の割振り	4
（2）週休日の振替について	5
（3）4時間の勤務時間の割振り変更の特例	6
（4）一日の勤務時間の割振り変更について	7
（5）振替の手続き	8
（6）登校日届け	8

1 土曜日授業の基本方針、内容及び留意点（県からの通知）

(1) 土曜日授業の基本方針

- ア 小・中学校においては、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域住民等に関われた学校づくりを推進する観点から、土曜日に教育課程に位置づけられた授業を実施すること。
- イ 実施に当たっては、保護者、地域住民、関係団体等（社会教育団体、スポーツ団体等）に対して当該学校から、その趣旨を十分に説明するとともに、理解を得ること。

(2) 内容

- ア 家庭・地域との連携による行事や授業
 - ・保護者、地域住民等の外部人材の協力を得て実施する授業
 - ・総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動等
- イ 保護者、地域住民等への公開授業
 - ・公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業や学習発表会等

(3) 実施上の留意点

- 土曜日に授業を実施するに当たっては、特に次の掲げる事項に留意すること。
- ア 実施回数は、学校週5日制の趣旨、児童生徒の身体的負担等を考慮し、月2回を上限とすること。
- イ 授業の実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、代休日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、保護者の経済的負担が新たに生じないように配慮すること。
- ウ 現に実施されている社会教育団体、スポーツ団体等の事業・行事に配慮すること。
- エ 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施する場合には、時間的余裕をもって対外的な周知に努めること。
- オ 教職員の服務については、適切に振替の措置を行うこと。また、教職員の負担に留意するとともに、振替日等が設定しやすいよう長期休業期間中の行事、研修等について配慮すること。

平成24年3月22日 福岡県教育委員会

小・中学校における土曜日の授業の実施に係わる留意点について（通知）より抜粋

2 宗像市における土曜日授業について

(1) 土曜日授業実施における基本的考え方

平成24年3月22日、福岡県教育委員会より発出された「小・中学校における土曜日の授業の実施に係わる留意点について（通知）」（1ページ参照）には、土曜日授業を行う際の基本的方針が示されている。現在、休業日である土曜日に学校週5日制の趣旨を生かした教育活動が展開されている状況であるが、学校と家庭・地域との連携協力が一層求められ、開かれた学校づくりを推進する観点から出されたものである。また、月2回を上限とすること、半日単位を原則とする実施時間であること、児童生徒の身体的負担や社会教育団体・スポーツ団体等への配慮、教育職員の勤務等、実施上の留意点も示されている。

宗像市では、「安心して子どもを育てることができるまち宗像」の実現と「信頼される学校づくりの推進」「生きる力を身に付けた子どもの育成」をめざし、小中一貫教育の充実や保幼小の連携教育の推進に向けて取り組んでいるところである。特に、家庭・地域との連携は小中一貫教育の充実のために欠かせないことであり、より多くの人々に関わってもらったり頑張っている姿を見てもらったりすることが、子どもたちの自尊感情の高まりや人間関係力の育成につながっていくと考える。そこで、宗像市教育委員会では、以下のように目標を設定し、来年度からの土曜日授業本格実施における基本的な考え方とする。学校週5日制の趣旨である「開かれた学校づくり」を踏まえつつ、家庭・地域と共に、宗像の子どもたちを鍛え、伸ばし、生きる力を育てるため、各学校における積極的な実施を期待したい。

【目 標】・・・子どもを鍛える！伸ばす！土曜日授業

子どもたちを学力・体力・人間関係力の面から“鍛え、伸ばす”機会を増やし、宗像市教育プランの実現のため、これまで進めてきた小中一貫教育の更なる充実に向けて、学校週5日制の趣旨である「開かれた学校づくり」を踏まえた土曜日授業を活用し、多様で魅力的な教育を展開する。

(2) 土曜日授業のよさ

土曜日授業には、以下のようなよさがあると考えます。

- 子どもが保護者や地域住民と、一緒に学ぶ機会を増やすことができる。
- 平日では出会いにくい人々（民間企業・他地域からのGT等）から学ぶ機会をもつことができる。
- 子どもの実態に合わせた、柔軟な教育活動が可能になる。（地域関連学習や行事・補充学習・体験学習等）

- 学力向上に向けた、保護者・地域住民との連携、コミュニティーの有効活用を促進することができる。
- 日常の教育活動にゆとりが生まれ、子どもと教師の信頼関係を深めたり教師同士が協働した組織的な活動の充実を図ったりすることができる。

(3) 平成26年度の実施について

平成26年度の実施については、平成25年度の実施状況及び学校・保護者・地域・社会教育関係等の声をもとに検討した結果、以下に示す方向で展開する。

① 【共通認識事項（宗像市における土曜日授業の定義）】

宗像市小・中学校における土曜日授業は、半日単位とする代休日を設けないものとし、従来の一日単位とする学校行事・地域行事等とは区別する。

実施の内容については、福岡県教育委員会からの通知(1.ページ参照)に沿って、以下の2点から設定する。

- ア 家庭・地域との連携による行事や授業
- イ 保護者、地域住民等への公開授業

② 【学校の日との関連】

一日中どの時間でも参観できる、他の学校も参観できる『学校の日』は、これまで通り毎月10日に行うことを原則とし、土曜日授業とは基本的に兼ねないものとする。『学校の日』に加えて土曜日授業を実施することにより、多くの方々の来校を可能にし、市民の学校教育に関する理解や関心を深めていくことができるようにする。

③ 【実施回数と実施日】

実施回数については上限月2回の実施と平成25年度の実施成果を踏まえ、各学校で実施回数と実施日を決定する。また、社会教育等への影響を考え、宗像区全体で実施日がそろうように、第3土曜日に充てることを基本とする。

④ 【実施日の設定】

平成26年度の実施日については、③のことを踏まえ、基本的に学校や中学校区において設定する。設定する実施日については、中学校体育連盟・中学校文化連盟の大会や教育課程への影響等を考え、以下に示す4月・5月・6月・10月・11月・1月・2月の第3土曜日から実施日を選ぶようにする。

平成26年度 『宗像市立小中学校・土曜日授業の日設定候補日』

4月19日(土)	※候補日①
5月17日(土)	※候補日②
6月21日(土)	※候補日③
9月6日(土)	「宗像市総合防災訓練」★全校実施★
10月18日(土)	※候補日④
11月15日(土)	※候補日⑤
1月17日(土)	※候補日⑥
2月21日(土)	※候補日⑦

※「宗像市総合防災訓練」の実施に伴い、9月の実施日は特例として「9月6日(土)」の第1土曜日を土曜日授業に充てる。

※7月・8月・3月の第3土曜日は、夏期休業日・学年末休業日と重なるため、候補日に入れない。

※第3土曜日を基本とし、「土曜日授業の日」として実施する。

※上記の候補日①～⑦から実施日を、「9月6日」とあわせて実施日を決定する。

⑤ 【実施日の決定と届出】

①～④のことを踏まえ、各学校は前年度中に土曜日授業の実施日を決定し、年間指導計画に位置づける。また、決定した実施日については、8ページの3(6)の規定に基づいて宗像市教育委員会へ「登校日届」を提出することとする。

⑥ 【実施日変更時の措置及び理由の明記】

④の『宗像市土曜日授業の日』を別月に変更する場合、または、実施日を同月の別日に変更する場合は、対外的な調整・連絡・周知を、実施する学校単位、中学校区単位で行い、変更の理由について⑤の届出に明記しておくこととする。

⑦ 【児童生徒の公欠】

土曜日授業における児童生徒の「公欠」の取り扱いについては、原則として中学校体育連盟・中学校文化連盟の大会等に限り認めてよいこととする。

⑧ 【各学校における実施成果の検証】

各学校においては、平成25年度の土曜日授業における実施成果を踏まえ、より一層の充実を図っていくものとする。また、平成26年度の各学校や各校区における実施成果や事例について検証を行い、今後に活かしていくようにする。

⑨ 【モデルの提示と実施状況調査】

今後に向けて、宗像市教育委員会は平成25年度の実施成果や事例等をもとに、土曜日授業を活用した学校教育のモデルを積極的に提示していく。また、平成26年度の実施状況についても、情報収集、子ども・保護者・地域住民・教職員の意識調査を行い、今後に生かしていくようにする。

3 実施にあたっての留意事項（学校運営・教職員の服務に関して）

(1) 勤務時間の割振り

① 勤務時間の割振りとは

条例・規則で1週当たりの勤務時間数が定まっているが、それだけではまだ教職員はいつ勤務すべきなのかわからない。そこで、この定められた1週間当たりの勤務時間の総量を特定の期間（通常は1週間）の中で割り振って、勤務すべき日時を具体的に決定することが必要となる。これを勤務時間の割振りという。

② 勤務を要する日の特定

勤務日については、月曜日から金曜日とし、日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう）とする。

③ 勤務時間数について

1週間当たりの勤務時間数は38時間45分とし、1日の勤務時間数は7時間45分とする。（休憩時間は、勤務時間に含まれない。）

④ 教育職員の正規の勤務時間を越える勤務（時間外勤務）

教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする。

教育職員に対して時間外勤務を命じる場合は、次の掲げる業務に従事する場合で、かつ臨時又は緊急にやむを得ない必要がある時に限る。

ア 生徒の実習に関する業務

「実習」とは、校外の工場、施設（養殖場を含む。）、船舶を利用した実習及び農林、畜産に関する臨時の実習を指す。

イ 学校行事に関する業務

「学校行事」とは、学芸的（文化的）行事、健康安全・体育的行事及び遠足（旅行）集団宿泊的行事を指す。この場合における学校行事とは、学校種別ごとの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものである。

ウ 教職員会議に関する業務

「教職員会議」とは、特別の事情があるために出席できない教員を除いて、原則としてすべての教員の参加の下に開かれる会議を指す。

エ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

非常災害等の等とは、児童生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務及び非行防止に関する(校外指導を除く)児童生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする業務を指す。

※ 「・・・に関する業務」

実習に関する業務については、実習に密接不離の事前準備・後始末の業務はもとより、実習に必要な器材、家畜等の管理業務もこれに含まれ、また、学校行事に関する業務については、学芸会や運動会の当日における事前の準備・後始末の業務もこれに含まれる。

※ 教育職員は、職務と勤務様態の特殊性から時間外勤務手当、休日給で措置することはなじまないことから、正規の勤務時間の内外を包括的に評定して教職調整額を支給している。

(2) 週休日の振替について

① 週休日の振替とは

週休日の振替とは、週休日(土曜日・日曜日)を勤務日とし、その代わりに他の勤務日を週休日に変更すること。

② 振替の単位

振替は、4時間又は1日(7時間45分)を単位として行うこと。

③ 振替期間の延長

勤務を命じる必要がある日から起算して前8週、後16週の期間

④ 特例週休日とは

週休日に4時間勤務を命ずる場合において、既に4時間勤務の割振り変更を行い勤務時間が3時間45分となった日が、週休日の振替等が可能な期間内、かつ長期休業期間内(学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日)にある場合に、3時間45分の勤務時間を1週間の総勤務時間の範囲内で臨時に勤務時間の割振り変更を行い、4時間とした上で、4時間の勤務時間の割振り変更を行い1日の週休日となった日をいう。

⑤ 週休日に1日(7時間45分)勤務を命じることは可能か

学校に勤務する教育職員が週休日に行う業務であれば、1日勤務を命じる場合も前8週、後16週の期間内において週休日及び特例週休日の振替が可能である。しかし、教職員の場合、期間外勤務ができる業務は、2.(4)で示した超勤4項目のみであるので留意が必要。

(注1) 振替期間延長及び特例週休日適用される教職員は、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常勤)で1日あたり7時間45分の勤務時間のみがあらかじめ割振り

られた者。

(注2) 事務職員、技能員及び栄養職員については、業務の性質上、週休日の振替等が困難な事情が特段ないことから、週休日の振替等の期間延長及び4時間の勤務時間の割振り変更の特例は適用しない。

(注3) 土曜日授業を行った場合は、必ず週休日の振替を行うこと。

(3) 4時間の勤務時間の割振り変更の特例(具体例)

① 平成24年5月19日(土)に4時間勤務を命ずる必要が生じ、長期休業期間(平成24年8月10日(金))の勤務時間について4時間の勤務時間の割り割振り変更を行った場合。

5/17 木	5/18 金	5/19 土	⇒	8/9 木	8/10 金	8/11 土
勤務日 7時間 45分	勤務日 7時間 45分	勤務日 <u>4時間</u>		勤務日 7時間 45分	勤務日 <u>3時間</u> <u>45分</u>	週休日

◎ 8月10日の勤務時間は、5月19日と4時間の勤務時間の割振り変更を行うため、3時間45分となる。

② (1)とは別の週休日(6月16日(土))に新たに4時間勤務を命ずる必要が生じた場合において、既に(1)により4時間勤務の割振り変更を行い勤務時間が3時間45分となった日が、当該勤務を命ずる週休日の振替等が可能な期間(前8週、後16週)内で、かつ長期休業期間内にある場合は、3時間45分の勤務時間を1週間の総勤務時間の範囲内で臨時に勤務時間の割振り変更を行い、4時間勤務とした上で、4時間の勤務時間の割振り変更を行い1日の週休日とすることができる。

6/14 木	6/15 金	6/16 土	⇒	8/9 木	8/10 金	8/11 土
勤務日 7時間 45分	勤務日 7時間 45分	勤務日 4時間		勤務日 7時間 45分	勤務日 3時間 45分	週休日
8/9(木)の勤務時間を15分減じ、割振り変更し、8/10(金)の勤務時間を4時間とする。				↓	↓	
				7時間 <u>30分</u>	4時間 ↓ 0時間	

◎ 既に (1) により、3時間45分となっている日 (8月10日 (金)) の勤務時間を1週間の総勤務時間の範囲内で臨時に勤務時間の割振り変更を行い、4時間とした上で、その勤務時間を新に4時間勤務の必要が生じた週休日 (6月16日 (土)) と4時間の勤務時間の割振り変更を行う。その結果として、長期休業期間の一日 (8月10日 (金)) が週休日 (特例週休日) となる。

(4) 一日の勤務時間の割振り変更について

平成24年5月19日 (土) に1日勤務を命ずる必要が生じ、長期休業期間 (平成24年8月10日 (金)) の勤務時間について1時間の勤務時間の割り割振り変更を行った場合。(午前中公開授業で、午後から職員会議を行った場合)

5/17	5/18	5/19		8/9	8/10	8/11
木	金	土		木	金	土
勤務日	勤務日	勤務日	⇒	勤務日	週休日	週休日
7時間	7時間	7時間		7時間		
45分	45分	45分		45分		

◎ 8月10日の勤務時間は、5月19日と一日の勤務時間の割振り変更を行うため、週休日となる。

(5) 振替の手続き

4時間の勤務時間の割振り変更の特例に係る事務手続きについては、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の施行について (平成10年3月30日9教総人第224号9教総第157号) で掲げる週休日の振替・休日の代休日指定簿 (様式第2号) 及び勤務時間取扱要領に掲げる勤務時間割振変更簿により行う。

なお、同一週に特例週休日を2日以上設定することがあらかじめわかっている場合は、勤務時間割振変更簿は一葉とすることができる。

(6) 登校日届の提出

学校管理規則第4条第2項により休業日を変更し、又は休業日に児童若しくは生徒を登校させる場合は、登校日届 (様式4) をもって当該日の7日前までに教育委員会に提出すること。

子どもを鍛える！ 伸ばす！土曜日授業

～ 小・中学校における土曜日授業実施について ～



宗像市教育委員会 教育政策課

【土曜日授業のよさ】

- 土曜日授業を活用すると、次のような効果が期待できます！

- 子どもが保護者や地域住民と、一緒に学ぶ機会が増やせる。
- 様々な分野のG Tを招いた講演会等が組める。
- 地域関連学習や行事・補充学習・体験学習等の半日活动が組める。
- 学力向上に向けて、保護者・地域住民との連携を深めることができる。
- 日常（平日）の教育活動にゆとりを生み出すことができる。
(子どもと先生、先生同士がじっくりとかかわる時間が増やせる。)

【宗像市の土曜日授業】

- 宗像市小・中学校における土曜日授業は、半日単位とし、代休日を設けません。

(一日単位とする学校行事・地域行事等とは区別します。)

- 土曜日授業では、各学校で次のような取組をします。

- 家庭・地域との連携による行事や授業
- 保護者や地域住民の方々などへ公開する授業

- 学校の日は、これまで通り毎月10日を行うことを原則とします。

したがって、土曜日授業と兼ねることはありません。

【実施回数と実施日】

- 第3土曜日に実施することを基本としており、実施回数及び実施日は各学校で決定します。(「宗像市総合防災訓練」のため、9月は第1土曜日に実施します。)

- 平成26年度の実施日は、以下のようになります。

9月 6日(土) 「宗像市総合防災訓練」

※ それ以外の土曜日授業は原則として第3土曜日(各学校で決定)

- 地域行事等の関係で、第3土曜日以外の土曜日で実施する学校もあります。

(追加・変更の際には、学校より保護者・地域の皆様へ通知することになっています。)

*** 市民の皆様の、ご参加、ご協力をお願いいたします。***

